**各種加算における添付書類一覧（地域密着型サービス）**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

|  |  |
| --- | --- |
| LIFEへの登録 | 不要 |
| 高齢者虐待防止措置未実施による減算 | 不要 |
| 緊急時訪問看護加算 | ●緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）●24時間連絡可能であることがわかる書類（重要事項説明書や利用者への連絡文書等） |
| 特別管理体制 | ●緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）　 |
| ターミナルケア体制 | ●緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）●２４時間連絡可能であることがわかる書類（重要事項証明書や利用者への連絡文書等） |
| 総合マネジメント体制強化加算 | 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙42） |
| 認知症専門ケア加算 | ●認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの）●認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催記録加算（Ⅰ）●認知症介護実践リーダー研修終了証（写）●会議の開催計画が確認できるもの●利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ以上（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はＭ）に該当する者の占める割合が2分の1以上であることが把握できる資料加算（Ⅱ）加算（Ⅰ）の添付資料に加え、●認知症介護指導者研修終了証（写）●介護職員及び看護職員ごとの、認知症ケアに関する研修計画●利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ以上（Ⅲ、Ⅳ又はＭ）に該当する者の占める割合が100分の20以上であることが把握できる資料 |
| 口腔連携強化加算 | ●口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）●歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類 （委託契約書・覚書等） |
| サービス提供体制強化加算 | ●サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14）　●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（前年度２月分。前年度実績が６か月未満の場合は、前３か月分の勤務形態一覧表）●有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）加算（Ⅰ）・介護福祉士60％以上の要件に該当する場合●①～④までの書類・勤続10年以上の介護福祉士25％以上の要件に該当する場合●①～⑤までの書類加算（Ⅱ）●①～④までの書類加算（Ⅲ）・介護福祉士30％以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50％以上に該当する場合●①～④までの書類・常勤職員60％以上の要件又は勤続7年以上の者が30％以上の要件に該当する場合●①～③まで及び勤続年数が要件の場合⑤の書類＜添付書類＞①年間研修計画書（全ての職員の参加及び個別具体的な研修の目標等が確認できるもの）②情報伝達及び技術指導等を目的とした会議記録（様式を作成し，届出前に１回は実施してください。新規事業所については様式のみ提出してください。）③従事職員の健康診断受診者名簿（あるいは直近の定期健康診断の案内文）④介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者の資格証（写）⑤当該法人における在職証明書（在職期間と職務内容がわかるもの） |
| 介護職員処遇改善加算 | 令和６年５月末まで処遇改善計画書ほか必要添付書類 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 令和６年６月以降処遇改善計画書ほか必要添付書類 |

地域密着型通所介護

|  |  |
| --- | --- |
| LIFEへの登録 | 不要 |
| 職員の欠員による減算の状況 | 高齢介護課までご相談ください。 |
| 高齢者虐待防止措置未実施による減算 | 不要 |
| 業務継続計画未策定による減算 | 不要 |
| 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 | ●感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式 |
| 時間延長サービス体制 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの）●運営規程（８～９時間のサービス提供が必要） |
| 共生型サービスの提供 | 不要 |
| 生活相談員配置等加算（※共生型地域密着型通所介護のみ） | ●生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙21）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの)　●生活相談員の資格証（写）●地域貢献活動が分かる書類 |
| 入浴介助加算 | ●平面図●入浴介助を適切に行うことができる設備のカラー写真●入浴介助に関する研修を実施または実施予定である事が分かる資料（研修記録、研修計画書等） |
| 中重度者ケア体制加算 | ●中重度者ケア体制加算に関する届出書（別紙22）●利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙22-2）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●看護職員の資格証（写） |
| 生活機能向上連携加算 | ●訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等（協定を含む）（写） |
| 個別機能訓練加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●機能訓練指導員の資格証（写）●経歴書（はり師及びきゅう師の場合のみ） |
| ＡＤＬ維持等加算[申出]の有無 | 不要※届出期限：当該算定を開始しようとする月の前年同月。 |
| 認知症加算 | ●認知症加算に関する届出書（別紙23）●利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙23-2）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等の修了証（写）●認知症ケアに関する事例検討や技術的指導に係る介護を定期的に開催している事が確認出来る資料（会議録等） |
| 若年性認知症利用者受入加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）※備考欄に若年性認知症利用者ごとの個別担当者を記載してください。 |
| 栄養アセスメント・栄養改善体制 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●管理栄養士の資格証●外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、外部と連携していることが分かる契約書等（協定を含む）（写） |
| 口腔機能向上加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員の資格証（写） |
| 科学的介護推進体制加算 | 不要 |
| サービス提供体制強化加算 | ●サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（前年度２月分。前年度実績が６か月未満の場合は、前３か月分の勤務形態一覧表）●有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）加算（Ⅰ）・介護福祉士70％以上の要件に該当する場合●①の書類・勤続10年以上の介護福祉士25％以上の要件に該当する場合●①及び②の書類加算（Ⅱ）●①の書類加算（Ⅲ）・介護福祉士40％以上に該当する場合●①の書類・勤続7年以上の者が30％以上の要件に該当する場合●②の書類＜添付書類＞①介護福祉士の資格証（写）②当該法人における在職証明書（在職期間と職務内容がわかるもの） |
| 介護職員処遇改善加算 | 令和６年５月末まで処遇改善計画書ほか必要添付書類 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 令和６年６月以降処遇改善計画書ほか必要添付書類 |

認知症対応型通所介護

|  |  |
| --- | --- |
| LIFEへの登録 | 不要 |
| 職員の欠員による減算の状況 | 高齢介護課までご相談ください。 |
| 高齢者虐待防止措置未実施による減算 | 不要 |
| 業務継続計画未策定による減算 | 不要 |
| 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 | ●感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式 |
| 時間延長サービス体制 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの）●運営規程（８～９時間のサービス提供が必要） |
| 入浴介助加算 | ●平面図●入浴介助を適切に行うことができる設備のカラー写真●入浴介助に関する研修を実施または実施予定である事が分かる資料（研修記録、研修計画書等） |
| 生活機能向上連携加算 | ●訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等（協定を含む）（写） |
| 個別機能訓練加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●機能訓練指導員の資格証（写）●経歴書（はり師及びきゅう師の場合のみ） |
| ＡＤＬ維持等加算[申出]の有無 | 不要※届出期限：当該算定を開始しようとする月の前年同月。 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）※備考欄に若年性認知症利用者ごとの個別担当者を記載してください。 |
| 栄養アセスメント・栄養改善体制 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●管理栄養士の資格証●外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、外部と連携していることが分かる契約書等（協定を含む）（写） |
| 口腔機能向上加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員の資格証（写） |
| 科学的介護推進体制加算 | 不要 |
| サービス提供体制強化加算 | ●サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（前年度２月分。前年度実績が６か月未満の場合は、前３か月分の勤務形態一覧表）●有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）加算（Ⅰ）・介護福祉士70％以上の要件に該当する場合●①の書類・勤続10年以上の介護福祉士25％以上の要件に該当する場合●及び②の書類加算（Ⅱ）●①の書類加算（Ⅲ）・介護福祉士40％以上に該当する場合●①の書類・勤続7年以上の者が30％以上の要件に該当する場合●②の書類＜添付書類＞①介護福祉士の資格証（写）②当該法人における在職証明書（在職期間と職務内容がわかるもの） |
| 介護職員処遇改善加算 | 令和６年５月末まで処遇改善計画書ほか必要添付書類 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 令和６年６月以降処遇改善計画書ほか必要添付書類 |

小規模多機能型居宅介護

|  |  |
| --- | --- |
| LIFEへの登録 | 不要 |
| 職員の欠員による減算の状況 | 高齢介護課までご相談ください。 |
| 高齢者虐待防止措置未実施による減算 | 不要 |
| 業務継続計画未策定による減算 | 不要 |
| 認知症加算 | ●認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙44）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●認知症介護実践リーダー研修修了者証（Ⅰ又はⅡを算定する場合）●認知症介護指導者研修修了者証（Ⅰを算定する場合のみ）※（Ⅲ）又は（Ⅳ）を取得する場合は加算届の提出は不要 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）※備考欄に若年性認知症利用者ごとの個別担当者を記載してください。 |
| 看護職員配置加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●看護師又は准看護師の資格証（写） |
| 看取り連携体制加算 | ●看取り連携体制加算に係る届出書（別紙13）●看護師と24時間連絡できる体制を確保している資料（重要事項説明書等）●看取り期における対応方針が把握できる資料※看護職員配置加算（Ⅰ）を算定していない場合は、算定不可。 |
| 訪問体制強化加算 | ●訪問体制強化加算に係る届出書（別紙45）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの。） |
| 総合マネジメント体制強化加算 | ●総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙42） |
| 科学的介護推進体制加算 | 不要 |
| 生産性向上推進体制加算 | ●生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） |
| サービス提供体制強化加算 | ●サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-5）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（前年度２月分。前年度実績が６か月未満の場合は、前３か月分の勤務形態一覧表）●有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）加算（Ⅰ）・介護福祉士70％以上の要件に該当する場合●①～③までの書類・勤続10年以上の介護福祉士25％以上の要件に該当する場合●①～④までの書類加算（Ⅱ）●①から③までの書類加算（Ⅲ）・介護福祉士40％以上に該当する場合●①～③までの書類・常勤職員60％以上の要件又は勤続7年以上の者が30％以上の要件に該当する場合●①②及び勤続年数が要件の場合④の書類＜添付書類＞①研修内容の全体像が分かる書類（年間研修計画書等）②情報伝達及び技術指導等を目的とした会議記録（会議内容、出席者、開催状況がわかる議事録等）③介護福祉士の資格証（写）④当該法人における在職証明書（在職期間と職務内容がわかるもの） |
| 短期利用 | ●運営規程●勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） |
| 介護職員処遇改善加算 | 令和６年５月末まで処遇改善計画書ほか必要添付書類 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 令和６年６月以降処遇改善計画書ほか必要添付書類 |

認知症対応型共同生活介護

|  |  |
| --- | --- |
| LIFEへの登録 | 不要 |
| 職員の欠員による減算の状況 | 高齢介護課までご相談ください。 |
| 身体拘束廃止未実施による減算 | ●身体拘束等の適正化のための指針・【減算型→基準型】●身体拘束廃止取組未実施に対する改善計画書 |
| 高齢者虐待防止措置未実施による減算 | 不要 |
| 業務継続計画未策定による減算 | 不要 |
| ３ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合の減算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（算定開始月のもの）●平面図（職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造であることを記載）●安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）を行っていることがわかる書類 |
| 夜間支援体制加算 | ●夜間支援体制加算に係る届出書(別紙46)●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）※宿直勤務を加配する場合は、宿直勤務に当たる者も記載すること。 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）※備考欄に若年性認知症利用者ごとの個別担当者を記載してください。 |
| 利用者の入院期間中の体制 | 不要 |
| 看取り介護加算 | ●看取り介護加算に係る届出書（別紙47）●看取りに関する指針●看取りに関する職員研修記録※医療連携体制加算を算定していること。 |
| 医療連携体制 | 医療連携体制加算（Ⅰ）●医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（別紙48）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●看護職員の資格証●看護師と24時間連絡できる体制を確保している資料（連携により確保する場合）●訪問看護ステーションとの連携協定書（写）●重度化した場合の対応に係る指針医療連携体制加算（Ⅱ）●医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（別紙48-2）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●看護職員の資格証●看護師と24時間連絡できる体制を確保している資料（連携により確保する場合）●訪問看護ステーションとの連携協定書（写）●重度化した場合の対応に係る指針 |
| 認知症専門ケア加算 | ●認知症専門ケア加算に関する届出書（別紙12-2）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催記録●利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者の占める割合が2分の1以上であることが把握できる資料加算（Ⅰ）●認知症介護実践リーダー研修の修了証（写）●会議の開催計画が確認できるもの加算（Ⅱ）加算（Ⅰ）の添付資料に加え、●認知症介護指導者研修修了証（写）●介護職員及び看護職員ごとの、認知症ケアに関する研修計画 |
| 認知症チームケア推進加算 | ●認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙40） |
| 科学的介護推進体制加算 | 不要 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 | 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35） |
| 生産性向上推進体制加算 | 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） |
| サービス提供体制強化加算 | ●サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-6)●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（前年度２月の分。前年度実績が６か月未満の場合は、前３か月分の勤務形態一覧表）●有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）加算（Ⅰ）・介護福祉士70％以上の要件に該当する場合●①の書類・勤続10年以上の介護福祉士25％以上の要件に該当する　場合●①及び②の書類加算（Ⅱ）●①の書類加算（Ⅲ）・介護福祉士50％以上に該当する場合●①の書類・常勤職員75％以上の要件に該当する場合なし・勤続7年以上の者が30％以上の要件に該当する場合●②の書類＜添付書類＞①介護福祉士の資格証（写）②当該法人における在職証明書（在職期間と職務内容がわかるもの） |
| 短期利用 | ●運営規程●勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） |
| 介護職員処遇改善加算 | 令和６年５月末まで処遇改善計画書ほか必要添付書類 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 令和６年６月以降処遇改善計画書ほか必要添付書類 |

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

|  |  |
| --- | --- |
| LIFEへの登録 | 不要 |
| 職員の欠員による減算の状況 | 高齢介護課までご相談ください。 |
| 身体拘束廃止未実施による減算 | ●身体拘束等の適正化のための指針・【減算型→基準型】●身体拘束廃止取組未実施に対する改善計画書 |
| 安全管理体制 | ●事故発生防止のための指針 |
| 高齢者虐待防止措置未実施による減算 | 不要 |
| 業務継続計画未策定による減算 | 不要 |
| 栄養ケア・マネジメントの実施の有無 | ・「有」の場合●栄養マネジメントに関する届出書（別紙38）●勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの）●管理栄養士または栄養士の資格証（写）・「無」の場合不要 |
| 日常生活継続支援加算 | ●日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙37)●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●介護福祉士資格証（写）●次のいずれかに該当することが把握できる資料a:算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であるb:算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の65以上であるc:社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上である |
| テクノロジーの導入（日常生活支援加算関係） | ●テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙37-2）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●介護福祉士資格証（写）●次のいずれかに該当することが把握できる資料a:算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であるb:算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の65以上であるc:社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上である |
| 看護体制加算 | ●看護体制加算に係る届出書（別紙25-2）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●看護職員資格証（写）●(Ⅱ）を算定する場合には、看護師と24時間連絡できる体制を確保している資料又は訪問看護ステーションとの連携協定書（写） |
| 夜勤職員配置加算 | ●夜勤職員配置加算算定表●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●看護職員の資格証（写）●（Ⅲ）イの場合は次の修了証等（写）a:社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士b:特定登録証の交付を受けた特定登録者、新特定登録証の交付を受けている新特定登録者c:認定特定行為業務従事者※a、bの場合は喀痰吸引等業務の登録、cの場合は特定行為業務の登録を受けていること |
| テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係） | ●テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙27）●委員会の議事概要 |
| 準ユニットケア加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●事業所の平面図（ユニットに属する部分を色分けしてください。）●写真（準ユニット、プライバシーを確保していることがわかるもの）●ユニットリーダー研修終了証（写） |
| 生活機能向上連携加算 | ●訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等（協定を含む）（写） |
| 個別機能訓練加算 | ●「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（加算算定開始月のもの）●機能訓練指導員の資格証（写）●経歴書（はり師及びきゅう師の場合のみ） |
| ＡＤＬ維持等加算[申出]の有無 | 添付書類不要。※届出期限：：当該算定を開始しようとする月の前年同月。 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）※備考欄に若年性認知症利用者ごとの個別担当者を記載してください。 |
| 常勤専従医師配置 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●医師の資格者証（写） |
| 精神科医師定期的療養指導 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●医師の資格者証（写）●精神科を担当している医師であることが確認できる資料●入所者の3分の1以上が認知症であることが把握できる資料 |
| 障害者生活支援体制加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの。）●資格者証（写）（※必要に応じて経歴書添付）●障害者数（障害者別・等級別）を記載した書類 |
| 栄養マネジメント強化加算 | ●栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙38）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●管理栄養士の資格証（写） |
| 療養食加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●管理栄養士、栄養士の資格証（写） |
| 配置医師緊急時対応加算 | ●配置医師緊急時対応加算に係る届出書（別紙39）●配置医師等と施設との間で情報共有、連絡方法等に関する取り決めにより、24時間対応できる体制が整備されていることが分かる書類 |
| 看取り介護体制加算 | ●看取り介護体制に係る届出書（別紙34)●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●看取りに関する指針●看護師の資格者証（写）または、（医療機関との連携による場合）医療機関と取り交わした協定書又は契約書（写）等●看取りに関する職員研修をしていることがわかる書類 |
| 在宅・入所相互利用加算 | 不要。 |
| 小規模拠点集合型施設加算 | 不要 |
| 認知症専門ケア加算 | ●認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修等の修了証（写）●認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催記録●利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者の占める割合が2分の1以上であることが把握できる資料●加算（Ⅱ）を算定する場合、介護職員及び看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画 |
| 認知症チームケア推進加算 | ●認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙40） |
| 褥瘡マネジメント加算 | ●褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙41） |
| 排せつ支援加算 | 不要 |
| 自立支援推進加算 | 不要 |
| 科学的介護推進体制加算 | 不要 |
| 安全対策体制加算 | 不要 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 | ●高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35） |
| 生産性向上推進体制加算 | ●生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） |
| サービス提供体制強化加算 | ●サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4)●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（前年度２月の分。前年度実績が６か月未満の場合は、前３か月分の勤務形態一覧表）●有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）加算（Ⅰ）・介護福祉士80％以上の要件に該当する場合　●①の書類・勤続10年以上の介護福祉士35％以上の要件に該当する場合●①及び②の書類加算（Ⅱ）●①の書類加算（Ⅲ）・介護福祉士50％以上に該当する場合●①の書類・常勤職員75％以上の要件に該当する場合なし・勤続7年以上の者が30％以上の要件に該当する場合●②の書類＜添付書類一覧＞①介護福祉士の資格証（写）②当該法人における在職証明書（在職期間と職務内容がわかるもの） |
| 介護職員処遇改善加算 | 令和６年５月末まで処遇改善計画書ほか必要添付書類 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 令和６年６月以降処遇改善計画書ほか必要添付書類 |

看護小規模多機能型居宅介護

|  |  |
| --- | --- |
| LIFEへの登録 | 不要 |
| 職員の欠員による減算の状況 | 高齢介護課までご相談ください。 |
| 高齢者虐待防止措置未実施による減算 | 不要 |
| 業務継続計画未策定による減算 | 不要 |
| 訪問看護体制減算 | ●看護体制及びサテライト体制に係る届出書（別紙49） |
| サテライト体制未整備減算 | ●看護体制及びサテライト体制に係る届出書（別紙49） |
| 認知症加算 | ●認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙44）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）・認知症介護実践リーダー研修修了者証（Ⅰ又はⅡを算定する場合）●認知症介護指導者研修修了者証（Ⅰを算定する場合のみ）※（Ⅲ）又は（Ⅳ）を取得する場合は加算届の提出は不要です。 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）※備考欄に若年性認知症利用者ごとの個別担当者を記載してください。 |
| 栄養アセスメント・栄養改善体制 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●管理栄養士の資格証●外部との連携により管理栄養士を配置する場合、外部と連携していることが分かる契約書等（協定を含む）（写） |
| 口腔機能向上加算 | ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの）●言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員の資格証（写） |
| 緊急時対応加算 | ●緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）●24時間連絡可能であることが分かる書類（重要事項説明書や利用者への連絡文書等） |
| 特別管理加算 | ●緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16） |
| 専門管理加算 | ●専門管理加算に係る届出書（別紙17） |
| ターミナルケア加算 | ●緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）　●24時間連絡可能であることが分かる書類（重要事項説明書や利用者への連絡文書等） |
| 遠隔死亡診断補助加算 | ●遠隔死亡診断補助加算に係る届出書（別紙18）●研修を修了したことが確認できる文書 |
| 看護体制強化加算 | ●看護体制及びサテライト体制に係る届出書（別紙49） |
| 訪問体制強化加算 | ●訪問体制強化加算に係る届出書（別紙45）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの） |
| 総合マネジメント体制強化加算 | ●総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙42） |
| 褥瘡マネジメント加算 | ●褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙41） |
| 排せつ支援加算 | 不要 |
| 科学的介護推進体制加算 | 不要 |
| 生産性向上推進体制加算 | ●生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） |
| サービス提供体制強化加算 | ●サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-5）●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（前年度２月分。前年度実績が６か月未満の場合は、前３か月分の勤務形態一覧表）●有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）加算（Ⅰ）・介護福祉士70％以上の要件に該当する場合　●①～③までの書類・勤続10年以上の介護福祉士25％以上の要件に該当する場合　●①～④までの書類加算（Ⅱ）●①から③までの書類加算（Ⅲ）・介護福祉士40％以上に該当する場合　●①から③までの書類・常勤職員60％以上の要件又は勤続7年以上の者が30％以上の要件に該当する場合●①から②まで及び勤続年数が要件の場合④の書類＜添付書類＞①研修内容の全体像が分かる書類（年間研修計画書等）②情報伝達及び技術指導等を目的とした会議記録（会議内容、出席者、開催状況がわかる議事録等）③介護福祉士の資格証（写）④当該法人における在職証明書（在職期間と職務内容がわかるもの） |
| 短期利用 | ●運営規程●勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） |
| 介護職員処遇改善加算 | 令和６年５月末まで処遇改善計画書ほか必要添付書類 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 令和６年６月以降処遇改善計画書ほか必要添付書類 |